



平成 28 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社みちのく銀行
代 表 者 名 取締役頭取 高田 邦洋
コ ー ド 番 号 8 3 5 0 東 証 第 一 部
問 合 せ 先 経営企画部長 須藤 慎治
(TEL 017-774-1116)

業績連動型株式報酬制度の導入(詳細決定)に関するお知らせ

当行は、平成 28 年 5 月 12 日付で「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)の導入を公表し、平成 28 年 6 月 23 日開催の第 44 期定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)において役員報酬として決議されましたが、本日、その詳細について決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本制度の導入に伴い、当行が現在保有する自己株式 7,898,641 株(平成 28 年 3 月 31 日現在)のうち、2,039,000 株(377,215,000 円)を資産管理サービス信託銀行株式会社(本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者)に設定される信託E口に対し、一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

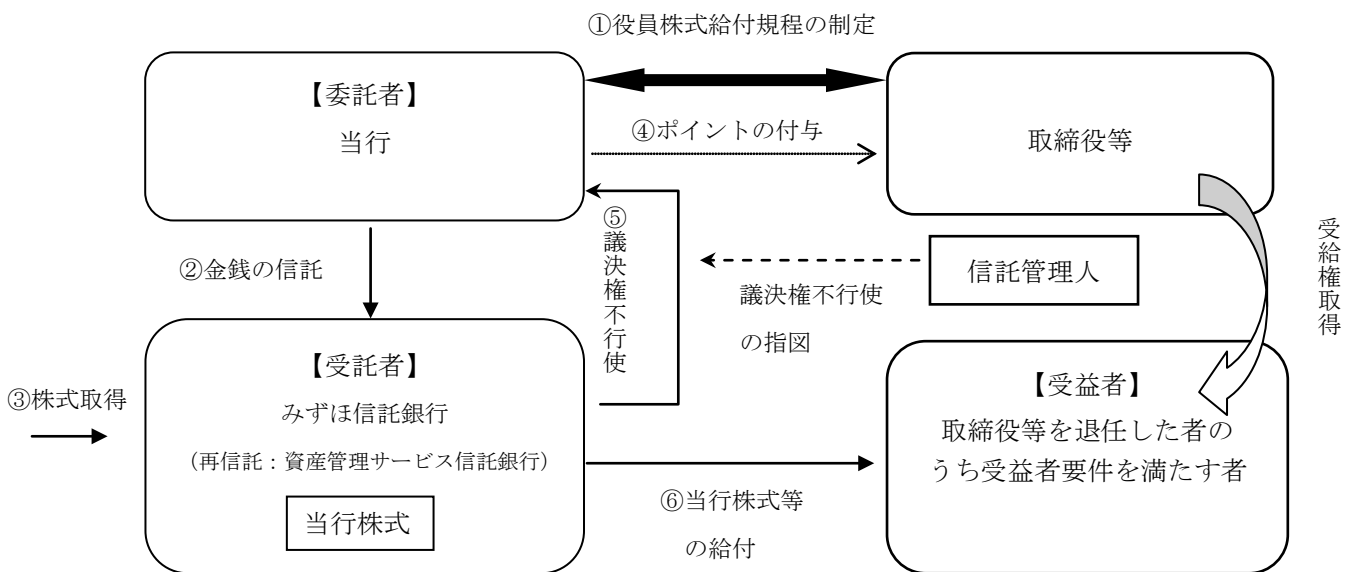
1. 本信託について

- (1) 名 称：株式給付信託 (BBT)
- (2) 委 託 者：当行
- (3) 受 託 者：みずほ信託銀行株式会社(再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社)
- (4) 受 益 者：当行の取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。)および執行役員(以下、あわせて「取締役等」といいます。)を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人：当行と利害関係のない第三者を選定
- (6) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
- (7) 本信託契約の締結日：平成 28 年 9 月 16 日
- (8) 金銭を信託する日：平成 28 年 9 月 16 日
- (9) 信託の期間：平成 28 年 9 月 16 日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

2. 当行株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類：当行普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額：1,029,000,000円
- (3) 株式の取得方法：取引市場を通じておよび当行の自己株式処分を引き受ける方法により取得
- (4) 株式の取得日：平成28年9月16日～平成29年5月31日（予定）

3. 本制度の仕組み



- ① 当行は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当行は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当行株式を、取引市場を通じてまたは当行の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当行は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当行から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当行株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントのうち役員株式給付規程の定めに従い各個人毎に算出される一定割合について、当行株式の時価相当の金銭を給付します。

以上